



## **提言**

**「活力ある健康長寿社会を支える社会保障のあり方**

**ーコロナ禍を経て、今改めて考えるー」**

2020 年度受益と負担のあり方委員会

2021 年 7 月

## 目次

|                                                                  |    |
|------------------------------------------------------------------|----|
| はじめに .....                                                       | 1  |
| I. 社会保障制度の変遷とさらなる改革の必要性.....                                     | 3  |
| 1. 社会保障をとりまく環境の変化.....                                           | 3  |
| 2. 現行制度の収支構造と社会の活力の低下.....                                       | 4  |
| 3. 現行制度を維持した場合の将来像.....                                          | 5  |
| II. 人生 100 年時代を支える社会保障のあり方.....                                  | 7  |
| 1. 不断の見直しに向けた社会保障制度の簡素化と透明性向上.....                               | 7  |
| 2. デジタル技術とデータ利活用の徹底.....                                         | 7  |
| 3. 「世帯」から「個人」への転換.....                                           | 8  |
| 4. 利用者（受益者）負担の徹底.....                                            | 8  |
| 5. 健康増進の徹底 .....                                                 | 8  |
| 6. 健康な高齢者の就労を促す制度への見直し.....                                      | 9  |
| III. マイナンバーとデジタル技術の徹底活用による給付の最適化と負担の公平化.....                     | 9  |
| 1. PHR の整備を通じた的確で効率的なサービス提供 .....                                | 9  |
| 2. 経済状況の把握を通じた負担の公平化と給付の効率化・迅速化.....                             | 10 |
| 3. デジタル庁の創設を契機とした社会保障にかかるコストの削減.....                             | 10 |
| IV. 受益と負担のリバランスを通じた社会の活力と制度の持続性向上.....                           | 11 |
| 1. 公的保険の給付範囲の適正化を通じた企業と勤労者の活力創出.....                             | 11 |
| 2. 高齢者や女性の就労を抑制している各種制度の見直し.....                                 | 11 |
| 3. マクロ経済スライドの名目下限の撤廃と拠出期間の延長、支給開始年齢引き上げに<br>に向けた年金制度改革議論の開始..... | 12 |
| 4. 健康増進や高齢者雇用の取り組みを促すインセンティブの強化.....                             | 13 |
| 5. 民間の創意工夫を促す規制の見直し.....                                         | 13 |
| 6. リスク分散機能と所得再分配機能の再整理.....                                      | 13 |
| 7. 少子化対策の実効性向上に向けた税と企業の役割.....                                   | 14 |
| V. 改革を実現するための仕組みづくり.....                                         | 14 |
| 1. 際限のない負担増を抑制する医療・介護のサーキットブレーカーの導入.....                         | 14 |
| 2. 受益と負担のリバランスにかかる議論の場の早期設置.....                                 | 15 |
| 3. 独立財政機関（IFI）による国民への情報提供と社会保障改革の進捗の監視.....                      | 15 |
| おわりに .....                                                       | 16 |
| Appendix .....                                                   | 17 |
| 2020 年度受益と負担のあり方委員会 活動実績 .....                                   | 23 |
| 2020 年度受益と負担のあり方委員会 委員名簿 .....                                   | 25 |

## はじめに

新型コロナウイルス感染症は、各国で社会の脆弱性を浮き彫りにした。日本においても、行政手続のデジタル化の遅れにより、困窮者を特定することができなかつたり、給付金を迅速に支給することができなかつたりするなど、セーフティネットの脆弱性が明らかになったほか、行政区域を超えた病床融通の困難さなど危機時における医療提供体制の不備も露呈し、社会保障制度に対する国民の関心が高まっている。

また、財政面でも、累次の補正予算が編成され、一般会計の歳出総額と税収総額の差、いわゆる「ワニの口」が一層広がった。日本はこれまでも概ね10年に1回の頻度で、世界的な不況や大規模自然災害、未知の感染症にさらされており、こうしたリスクとともに暮らすことが「新しい普通」であると、コロナ禍を経て私たちは学んだ。こうした状況を踏まえ、危機時に十分な対応余地を残すためにも、国家財政が持続可能でなければならないことを私たちは改めて意識する必要がある。

人生100年時代を迎えるなか、人口減少や高齢化、世帯構成の変化も加速している。一人ひとりが健康で長生きし、それぞれの意欲や体力に応じて社会・経済活動が続けられ、また現役世代や将来世代、企業が過度な負担を負うことなく、消費やイノベーションが旺盛な社会（「活力ある健康長寿社会」）を実現することが、人々の幸福につながることは言うまでもない。

こうした社会を築くためには、包括的かつ速やかな取り組みが求められる。

まず、民間の創意工夫やイノベーションを、最大限活用する必要がある。一人ひとりの健康増進や重症化予防の取り組みを、企業は新たな財・サービスの提供や健康経営を通じて支援していく。また、個人がそれぞれのライフプランに沿って、高齢期の生活を豊かにしていくうえでも、企業が果たしうる役割は大きい。

政府の役割も極めて重要である。政府は、地域医療構想の推進を強力に後押しする等、医療・介護提供体制の強化・効率化を図るとともに、人々や企業の健康増進や健康経営の取り組みを後押しすることで、国民のQoL向上に貢献すべきである。また、社会保障制度を簡素で透明性の高いものとし、人々の労働意欲を喚起することが求められる。そのためには、高齢者に雇用機会を提供する企業に対するインセンティブ設計も重要となる。さらに、世帯構成や働き方の多様化を踏まえ、税・保険料の負担・抛出や給付、控除等の制度設計の単位を、世帯から個人へと転換させるべきである。

人々の健康増進やサービス提供の最適化・効率化等に向け、デジタル技術やデータを徹底活用すべきである。デジタル技術の革新やデータ革命により、さまざまなサービスを有機的に結び付け、可視化することが可能になった。例えば、ビッグデータ分析によ

り、運動や食事等と健康状態との関係性の分析や、健康増進のインセンティブ創出など、さまざまな取り組みがみられるようになっている。こうした技術革新の恩恵を一人ひとりが実感できるよう、早期に PHR（パーソナル・ヘルス・レコード）を構築し、自身の健康・医療等にかかわる履歴をいつでも包括的に参照できるようにすべきである。また、限られた医療資源等の配分の最適化や、各種サービスの UX（ユーザーエクスペリエンス）の向上等においてもデジタル技術が貢献し得る余地は大きい。

こうした取り組みを通じ、国民の健康度が高まることは、社会保障の支え手が増えることを意味し、それは賦課方式を採用している日本の社会保障制度の持続性向上にも寄与する。政府は経済成長を促す観点から、2兆円のグリーンイノベーション基金を造成する等、グリーンおよびデジタル領域における投資を促進している。両領域におけるイノベーションを推進する政策自体は適切だが、持続的な成長のためには、GDP の過半を占める個人消費を促すことが必要であり、若年層の将来不安を払しょくし、将来の予見可能性を高めるための抜本的な社会保障制度改革が不可欠である。これは経済社会の持続可能性の確保という点で、SDGs・ESG とも整合的である。また、少子・高齢化は日本だけの問題ではなく、近い将来、アジアを中心に多くの国々が日本と同様の課題に直面する。こうしたなか、日本が持続可能な社会保障制度を構築することは、世界的な課題解決への貢献にも繋がる。

グローバル化の進展や技術革新の加速により、世界的に格差が拡大し、社会の不満や不安が高まる中、包摂的な社会を創るとともに、先の全世代型社会保障検討会議が積み残した多くの課題に対応するためにも、受益と負担のリバランスにかかる国民的な議論の場の早期設置が必要である。

私たちも、コロナ禍を経て高まっている社会保障制度に対する国民の関心に応えるため、課題の大きな構造を改めて整理するとともに、この度成立した「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」附則第2条に定める「総合的な検討」に際して考慮されるべき、目指す社会保障のあり方を提言する。

# I. 社会保障制度の変遷とさらなる改革の必要性

## 1. 社会保障をとりまく環境の変化

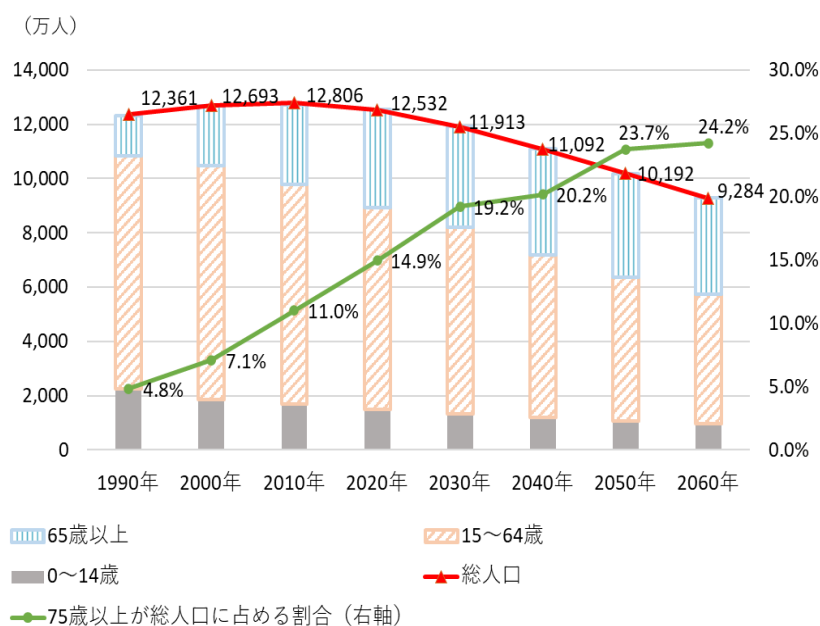
### (支えられる期間の長期化)

国民皆保険制度が導入された1960年代の男女の平均寿命は60歳台半ばであり、「老後」は短かった。現在は、男女ともに平均寿命が80歳を超え、約40年間働いて制度を支え、幼少・就学期と高齢期の約40年間支えられる構造である。現状でも社会保障給付の増加が構造的な財政赤字を生んでおり、医療の高度化等に伴い、平均寿命が今後も伸び続けることを踏まえれば、国民一人ひとりが健康増進に取り組み、健康寿命を延伸することで、平均寿命と健康寿命の差を極力短縮するとともに、年齢に応じて受益と負担を決めている現行の社会保障制度を見直すことで、人生100年時代に即した構造へと変革しなくてはならない。

### (後期高齢者の急増と支え手の急減)

2022年以降、団塊世代が後期高齢者入りし、社会保障給付はさらに増加する。2030年代は高齢者数の伸びが緩やかになる半面、生産年齢人口の減少が加速する(図表1)。2040年頃から団塊ジュニア世代が前期高齢者入りするが、就職氷河期世代とも言われる同世代は非正規労働者が多く、高齢期の生活が不安定になるリスクが高い。そうした実態も踏まえ受益と負担のバランスを再設計する必要がある。

図表1：人口構造の変化



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所日本の将来推計人口(平成29年推計、出生中位・死亡中位)

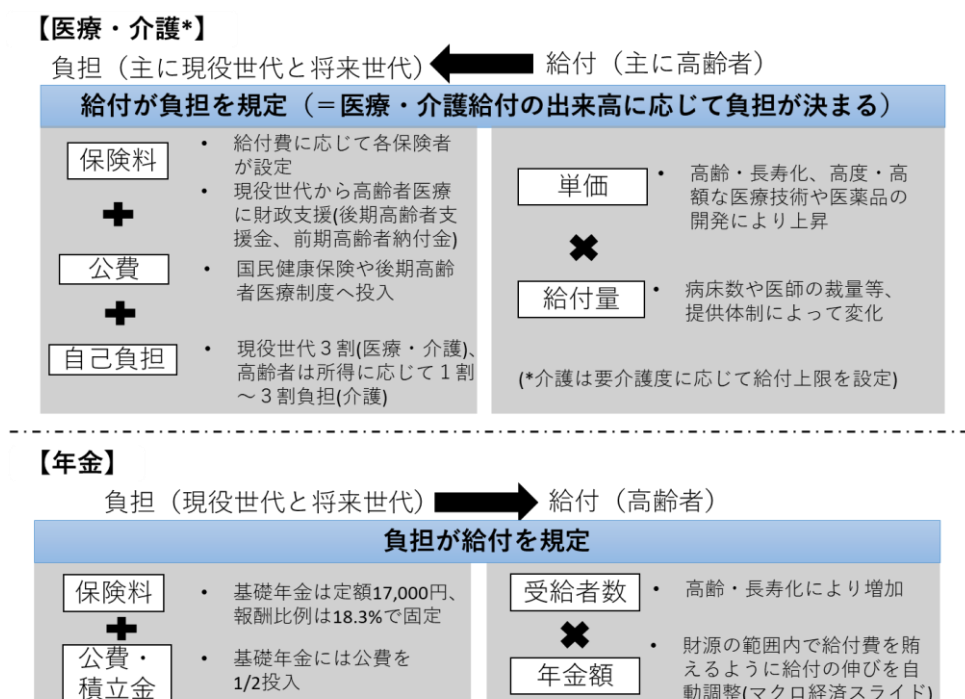
## （世帯構成・規模の変化）

1960年代の国民皆保険制度確立後、夫婦共働き世帯や単身世帯、中でも単身高齢者世帯が増加し、かつて「標準」とされていた、サラリーマンの夫と専業主婦、子ども2人から成る世帯は1985年の17.5%から2015年には3.6%へと大きく減少した（Appendix 図表A）。こうした世帯構成の変化も踏まえ、これからの社会保障制度は、個人を単位として受益と負担のバランスを考える必要がある。

## 2. 現行制度の収支構造と社会の活力の低下

現行の公的保険制度は、医療・介護と年金でその構造が大きく異なる。医療・介護は出来高払いであり、給付に応じて保険料が決定される。一方年金は、保険料率（基礎年金は保険料額）は固定され、マクロ経済スライドにより、人口構造の変化と経済情勢が給付を決定する（図表2）。また、高齢者医療については、働く個人が負担する後期高齢者支援金（収入の39.2%）や前期高齢者納付金（同24.6%）がその収入を支えている（Appendix 図表BCD）。

図表2：現行制度の収支構造



企業も、健康経営や雇用者報酬の引き上げに努めているが、後期高齢者支援金負担の増加や総報酬割の導入等により、働く個人の可処分所得は伸びが鈍化しており、個人消費低迷の一因にもなっている（次ページ図表3）。

図表 3：勤労者世帯の実収入と税・保険料負担の変化（2004 年度＝100）

|       | 二人以上世帯  |         | 単身世帯    |         |
|-------|---------|---------|---------|---------|
|       | 2004 年度 | 2019 年度 | 2004 年度 | 2019 年度 |
| 実収入   | 100     | 105.8   | 100     | 98.4    |
| 直接税   | 100     | 109.8   | 100     | 100.1   |
| 社会保険料 | 100     | 116.1   | 100     | 122.1   |
| 可処分所得 | 100     | 103.1   | 100     | 95.8    |

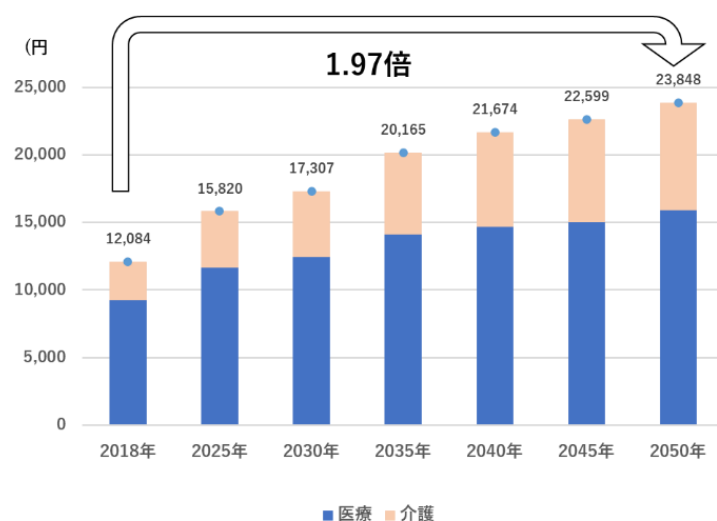
（資料）総務省統計局「全国家計構造調査（旧全国消費実態調査）」

働く個人に加え、企業の社会保険料負担も増加しており、企業の収益力や日本の立地競争力を削いでいる。結果として、日本経済・日本社会の活力が損なわれ、ひいては対日直接投資の阻害要因ともなっている。社会の活力がなければ、社会保障制度も持続可能ではないことから、医療・介護についても、給付の伸びを経済成長の範囲内に収める等の制約を設けることが必要である。

### 3. 現行制度を維持した場合の将来像

現行の保険制度は、医療・介護を中心に、持続可能ではない。マクロ経済スライドが導入されている公的年金制度も、経済成長の度合いや出生・死亡の見通しに応じ、将来の所得代替率は 39.7～53.8%程度となることが見込まれる（Appendix 図表 E）。また、マクロ経済スライドにより年金制度そのものは維持できても、単身の国民年金のみ加入者の所得代替率は 2019 年度で 18.2%に留まるなど、受給者が国民年金のみで生活を維持することは難しく、高齢期のセーフティネットとして十分な役割を果たしているとは言い難い（Appendix 図表 F）。さらに、現行制度を維持した場合、現役世代（働く個人）の医療・介護保険料負担は増加を続け、2050 年度には 2018 年度比で約 1.97 倍に増加することが見込まれる（次ページ図表 4）。

図表 4：現行制度を維持した場合に見込まれる 2050 年時点の医療・介護保険料負担



(注) 事業主負担分を除き、医療保険は 15～64 歳の被用者、介護保険は 40～64 歳の第二号被保険者で計算

特例公債の発行がなかった 1990 年度当初予算と 2021 年度当初予算を比較すると、歳出増 40.4 兆円のうち 33.7 兆円を社会保障と国債費の伸びが占めており、高齢化の進展に伴う社会保障給付の拡大が日本の財政赤字の主要因となっている（図表 5）。

図表 5：1990 年度と 2021 年度における国の一般会計歳入・歳出の比較



(資料) 財務省資料

また、2020 年度には、新型コロナウイルス感染症対策に伴い三度にわたり補正予算が編成され、一般会計歳出は 175.7 兆円、新規国債発行額は 112.6 兆円と未曾有の規模に達した。その結果、一般政府の債務残高の対 GDP 比は 256.2%に達した。



日本では企業部門と家計部門が貯蓄超過のため、円建て国債を発行する分には問題ないという意見もある。しかし、高齢化のさらなる進展に伴い、貯蓄を取り崩して生活する世帯が増加するため、家計部門の貯蓄超過が未来永劫続くとは言い難い。こうしたなか、何らかの契機で日本国債のリスクが認識され、円安の進行と長期金利の急騰が発生した場合、輸入物価の上昇により食品やガソリン代、電力料金等が急激に上がった、公共サービスが削減・有料化されたり、年金支給額が削減されたりする可能性も否定できない（Appendix 図表 G）。

また、仮にいわゆる「破たん」状況には至らないとしても、社会保障負担の増加に伴う財政の硬直化により、例えば教育など、将来世代のために支出を増やすべきかもしれない分野への支出増が叶わないことは、公費という資源配分の全体最適を実現できていないことを意味し、長期的に禍根を残しかねない。

## Ⅱ．人生 100 年時代を支える社会保障のあり方

### 1. 不断の見直しに向けた社会保障制度の簡素化と透明性向上

（Ⅲ－1～3、Ⅳ－1～3、5～7）

今後も人口構造や経済・社会環境の変化は続き、技術革新は加速する。50 年後の経済・社会環境を正確に見通すことはできないため、社会保障制度も令和の大改革をすれば未来永劫持続するというものではない。不断の見直しを続けるためには、国民の当事者意識を高める必要がある。制度を簡素化し透明性を高めることで、誰もが制度の本質を理解し、社会保障のあり方に関する議論に参加できるようにすべきである。

### 2. デジタル技術とデータ利活用の徹底（Ⅲ－1～3）

コロナ禍を通じ、日本では、行政や医療を含め、広範な分野におけるデジタル化の遅れが顕在化した。マイナンバーを適切に活用し、一人ひとりの経済状況を把握できていれば、困窮者を速やかに抽出し、迅速に給付を行うことが可能であった。また、ワクチン接種に際しても、PHR が構築されていれば問診等を効率化し、医師等の負担を軽減できたはずである。しかし現実には、母子保健法や学校保健安全法、労働安全法、国民健康保険法、高齢者医療確保法をはじめとするさまざまな法律に基づき、健診結果は基本的に紙で保存されており、さらに紙ゆえの物理的なスペース制約もあって保存期間が十分でないため、本人でさえ自身が生まれてからの健康・医療データを時系列でたどることができない。

こうした反省を踏まえ、9月に創設されるデジタル庁は、国民一人ひとりがデジタル技術の革新のメリットを身近に感じられるよう、マイナンバーの利活用に関する国民のコンセンサスを形成し直し、最優先課題として、ヘルスケア領域のデジタル化とデータ利活用に取り組むべきである。

### 3. 「世帯」から「個人」への転換（Ⅲ－2、3、Ⅳ－6）

税・保険料の負担・拠出や給付、控除等は、従来、世帯単位で制度が設計されてきた。例えば、厚生労働省は年金財政検証において、「夫が厚生年金に加入して男子の平均的な賃金で40年間就業し、その配偶者が40年間専業主婦であった夫婦」に給付される夫婦2人の基礎年金と夫の厚生年金の合計額を基に所得代替率を算出している。しかし、働き方の多様化や単身世帯の増加等により、「モデル世帯」を基準とした政策では、現実の課題に対応できなくなっている。今後も、働き方の多様化や世帯規模の縮小は続くことから、税・保険料の負担・拠出や給付、控除等の単位を「世帯」から「個人」へ転換し<sup>1</sup>、多様な個人を包摂可能な社会保障制度への見直しを図るべきである。

### 4. 利用者（受益者）負担の徹底（Ⅳ－1、7）

社会保険である医療・介護給付を受ける際には、原則として一定割合の利用者負担が発生する。しかし、介護保険におけるケアプランの作成や生活保護制度における医療扶助、地方公共団体による子ども医療費の無償化施策においては、利用者負担がなく、過度な受診を誘発している<sup>2</sup>。このため、介護保険や子ども医療費に関する低所得者対策は別途設けたうえで、受診・利用時の利用者（窓口）負担の徴収を徹底し、過度な受診の適正化やケアプランの質等に関する利用者ガバナンスを強化すべきである。

### 5. 健康増進の徹底（Ⅳ－2～4）

人生100年時代を迎えた私たちが目指す社会保障は、生涯を通じ活力ある人生を送るためのインフラであり、将来にわたってその持続可能性が担保されなければならない。

長寿社会を生き生きと過ごすためには、国民一人ひとりが健康増進に努める必要がある。政府は「未来投資戦略2017（中短期工程表）」において、40～74歳人口に占める当該年度に健診（特定健診を含む）を受診した者の割合を2020年までに80%以上にするとの目標を掲げたが、2019年国民生活基礎調査によれば、依然73.3%に留まっており、特に被扶養者等の受診率向上のための取り組みを抜本的に強化すべきである。

国民の健康度が高まれば、一人ひとりの意欲・能力に応じて就労期間を長期化することが可能になる。これは結果として社会保障の支え手増につながり、賦課方式を採用している日本の社会保障制度の持続性向上にも資する（Appendix 図表H）。

なお、本提言では、①高齢者を含む現在世代で受益と負担がバランスし、将来世代に負担を先送りしない、②現在の経済・社会構造に即し社会の活力を損なわず、かつ今後の環境変化に対応できる柔軟性を備えている——という二つの条件を満たす社会保障制度を「持続可能」と定義する。

---

<sup>1</sup> 相続税法第21条の3第1項第2号に規定する「扶養義務者相互間において生活費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるもの」の範囲を狭めるものではない。

<sup>2</sup> 窓口負担の導入に伴い不要になった公費は、保育所の新設等、他の子育て支援に振り向けることにより、女性の子育て負担を軽減することが考えられる。

## 6. 健康な高齢者の就労を促す制度への見直し（Ⅳ－２～４）

高齢者の自己実現のためにも、社会保険制度の持続性を向上するためにも、健康で意欲ある高齢者は可能な限り就労を続けることが望ましく、税・社会保障制度が、意欲ある高齢者の就労を阻害してはならない。

同時に、国民一人ひとりが健康増進・重症化予防に務めることが必要であり、企業は健康経営をさらに推進するとともに、若年層の意欲や生産性を削ぐことなく、高齢者の雇用機会を創出するための工夫を重ねる。

## Ⅲ. マイナンバーとデジタル技術の徹底活用による給付の最適化と負担の公平化

### 1. PHR の整備を通じた的確で効率的なサービス提供

検査や投薬の重複を防ぐことは、医療サービスの質向上にも医療費支出の増加抑制にも貢献する。マイナンバーを徹底活用し、生涯を通じた健康・医療・介護データのデジタル化と PHR の構築を急ぎ、いつでもどこでも検査結果や服薬状況を即座に確認できるようにすべきである<sup>3</sup>。

また、自身の健康・医療情報等に関する本人のオーナーシップとポータビリティを確立する必要がある。同時に、健康・医療・介護データの利活用にかかるルールを簡素化することで、こうしたデータの蓄積・解析を進め、データヘルスを強力に推進すべきである。医療サービスや薬剤の費用対効果を継続的に可視化して診療報酬の決定に活用するとともに、地域医療構想の実現など医療提供体制の最適化に繋げるべきである。

#### 改革の方向性

- ・マイナンバーの徹底活用による、生涯を通じた健康・医療・介護データのデジタル化と PHR の構築
- ・健康・医療情報にかかる本人のオーナーシップとポータビリティの確立
- ・健康・医療・介護データの利活用にかかるルールの簡素化
- ・医療サービスや薬剤の費用対効果の継続可視化による、診療報酬決定への活用

<sup>3</sup> 経済同友会『データ利活用基盤の構築を急げ—QOL を向上させるデータヘルスに関する中間提言—』（2018 年 5 月、<https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2018/180525a.html>）においてより詳細に提言済である。

## 2. 経済状況の把握を通じた負担の公平化と給付の効率化・迅速化

コロナ禍で明らかになったことの一つが、困窮者がどこにどれだけいるかを的確に把握し、手を差し伸べることの困難さである。ワイズスペンディングを徹底し、社会保障の単位を世帯から個人へと転換するためにも、マイナンバーの徹底活用等を通じ、一人ひとりの所得（ひいては資産）の正確な把握を急ぎ、負担の公平化と給付の効率化・迅速化を実現すべきである。

また、包摂的な社会を構築するため、高度経済成長を経験した高齢世代と現役世代の格差を直視し（Appendix 図表 I）、資産の正確な把握を早期に実現することで、所得と資産に応じた受益と負担への転換（応能負担の徹底）を急ぐべきである。

### 改革の方向性

- ・ 社会保障の単位の「世帯」から「個人」への転換
- ・ マイナンバーの徹底活用を通じた一人ひとりの経済状況の正確な把握による負担の公平化と給付の効率化・迅速化
- ・ 所得と資産に応じた受益と負担への転換（応能負担の徹底）

## 3. デジタル庁の創設を契機とした社会保障にかかるコストの削減

コロナ禍に伴う生活困窮者を個人単位で特定することができず、特別定額給付金（1人10万円）を国民全員に給付することになり、また給付手続に非常に時間がかかったこと、世帯主の口座宛に世帯全員分が振り込まれたことが記憶に新しいように、コロナ禍は、日本社会のデジタル化の遅れを改めて顕在化させた。世界の三周遅れともいわれる日本は、デジタル庁の創設を契機に、社会全体のデジタル化の遅れを取り戻さなくてはならない。デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップの実現により、ユーザーである国民の利便性を向上し、また行政のオペレーションを効率化・迅速化するため、行政・公的機関の徹底したデジタル化を早期に実現し、社会保障制度運営におけるコストを大幅に削減すべきである。

### 改革の方向性

- ・ マイナンバーの徹底活用を通じたデジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップの実現
- ・ 社会保険診療報酬支払基金業務の効率化

## IV. 受益と負担のリバランスを通じた社会の活力と制度の持続性向上

### 1. 公的保険の給付範囲の適正化を通じた企業と勤労者の活力創出

賦課方式の下、社会保障制度の持続性を高めるとともに、負担の増加に歯止めを掛け、企業と勤労者の活力を創出するためには、公的保険の給付範囲の絞り込みが不可欠である。保険というリスク分散の考え方を勘案し、社会保障の各制度において、その目的と社会的効果を踏まえ、公的サービスの範囲・役割を限定した上で、公的医療保険にかかる7割給付の原則<sup>4</sup>の見直しを含め、保険料と税のバランスを再整理する必要がある（図表6）。

図表6：各種医薬品の保険給付規模（一例）

| 薬効中分類名                  | 薬剤料（年額）  |
|-------------------------|----------|
| ビタミン剤                   | 927 億円   |
| うがい薬                    | 29 億円    |
| 湿布薬                     | 1,024 億円 |
| 保湿剤（ヘパリンナトリウム・ヘパリン類似物質） | 515 億円   |

（注） 「薬剤料」とは調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量および薬価から、個別の医薬品ごとに算出した薬剤料を指す（資料）厚生労働省保険局調査課「特定の医薬品の薬剤料等の推移について」（平成30年5月）

#### 改革の方向性

- ・緊急性が高く、生命の維持に直結する医療を含む大きなリスクについては公助という考えのもと給付率を維持する一方、自身で管理できるような小さなリスクについては自助との観点から、公的医療保険にかかる7割給付の原則の見直しを含め、給付率を引き下げるかOTC医薬品への転換など保険適用外とする

### 2. 高齢者や女性の就労を抑制している各種制度の見直し

高齢者の自己実現のためにも、社会保険制度の持続性を向上するためにも、健康で意欲ある高齢者は可能な限り就労を続けることが望ましい。このため、高齢者の就労のディスインセンティブとなっている在職老齢年金の一部支給停止を撤廃する。同時に、撤廃に伴う将来世代の所得代替率低下を補う財源を確保するため、公的年金等控除を廃止する。また、専業主婦等の就労を制限している配偶者控除を撤廃するとともに、国民年金の第三号被保険者制度を見直す。

<sup>4</sup> 健康保険法（平成14年8月2日法律第102号）附則第2条

#### 改革の方向性

- ・ 在職老齢年金の一部支給停止の撤廃
- ・ 公的年金等控除の廃止
- ・ 配偶者控除の撤廃
- ・ 国民年金の第三号被保険者制度の見直し

### 3. マクロ経済スライドの名目下限の撤廃と拠出期間の延長、支給開始年齢引き上げに向けた年金制度改革議論の開始

将来の所得代替率を確保するため、マクロ経済スライドの名目下限を速やかに撤廃するとともに、現在 60 歳までとなっている拠出期間を延長すべきである（Appendix 図表 J）。また、健康増進・重症化予防のさらなる取り組みにより、健康寿命の延伸が実現された際には、諸外国の例も踏まえ、現在 65 歳の支給開始年齢の段階的引き上げに向けた議論を開始すべきである（図表 7、Appendix 図表 K）。

図表 7：諸外国の平均寿命と年金支給開始年齢

|               | 日本    | 米国   | 英国    | ドイツ   | フランス  | イタリア  | デンマーク | スウェーデン |
|---------------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 平均寿命<br>(歳)   | 84.43 | 78.6 | 81.09 | 80.87 | 82.65 | 83.03 | 81.25 | 83.03  |
| 支給開始年齢<br>(歳) | 65    | 66   | 65    | 65.7  | 62    | 62    | 65    | 65     |
| 給付額の自動調整機能    | あり    | なし   | なし    | あり    | なし    | あり    | あり    | あり     |

- (注) 各国政府による平均寿命の統計作成年・期間は、それぞれ米国が 2017 年、イギリス・ドイツが 2016～2018 年、フランスが 2019 年、イタリアが 2018 年、デンマークが 2018～2019 年、スウェーデンが 2019 年
- 日本は、報酬比例部分 65 歳への引き上げが男性は 2025 年、女性は 2030 年に完了する。英国は男性が 65 歳、女性が 64 歳 3 か月から支給開始
- デンマークでは平均余命の延びに応じて公的年金の支給開始年齢が引き上げられる仕組みが導入されている
- (資料) 厚生労働省「令和元年簡易生命表の概況」、社会保障審議会年金部会資料より作成

#### 改革の方向性

- ・ マクロ経済スライドの名目下限措置の撤廃
- ・ 年金拠出期間の延長
- ・ 年金支給開始年齢の段階的な引き上げに向けた議論の開始

#### 4. 健康増進や高齢者雇用の取り組みを促すインセンティブの強化

活力ある長寿社会の実現には、企業の果たすべき役割も大きい。企業規模を問わず、健康経営が推進されつつあるが、さらなる取り組みを促進するため、政府は、①後期高齢者支援金の加算・減算制度のインセンティブをさらに強化する、②目標値を超える高齢者を継続的に雇用している企業にも、後期高齢者支援金の減算制度を適用する、③健保組合が選択すれば、75歳を過ぎても企業健保に残れるようにするとともに、当該組合には後期高齢者支援金の拠出を求めないこととし、終身での医療費適正化に向けた健康経営のインセンティブを強化する——べきである。

##### 改革の方向性

- ・ ホワイト 500 等の各種認証制度の認証基準の継続的な引き上げ
- ・ 後期高齢者支援金の加算・減算制度インセンティブのさらなる強化
- ・ 目標値を超える高齢者を継続的に雇用している企業への、後期高齢者支援金の減算制度適用
- ・ 組合が選択すれば 75 歳以降も企業健保に継続加入できるようにし、そうした健保組合には後期高齢者支援金の拠出を求めない

#### 5. 民間の創意工夫を促す規制の見直し

医療・介護サービスの生産性を向上するには、コスト削減に加え、付加価値の向上も欠かせない。コスト削減と付加価値向上の双方に大きな役割を果たすのが民間の創意工夫であり、保険内サービスと保険外サービスの一体的な提供を困難にしている規制を見直すべきである。

特に、さらなる高齢化の進展により、需要の急速な拡大が見込まれる介護領域においては、多くの民間事業者がサービス提供を担っている。民間の創意工夫により業務効率化や生産性向上を徹底し、収益力を強化することで、公的給付の伸びを抑制する必要がある。しかし、現行の介護保険制度は、保険内サービスと保険外サービスの区分の明確化を求めすぎるあまり、ホームヘルパーが保険内サービスとして利用者宅を訪れ、生活援助として調理を行う場合、介護保険サービスである以上、要介護認定を受けた人の分しか提供することができない。保険内サービスの不適切な利用を認めるべきではないが、これは事業者、利用者双方にとって非効率なことから、規制を柔軟化し、より生産性の高いサービス提供を可能にすべきである。

#### 6. リスク分散機能と所得再分配機能の再整理

先に述べた通り、社会保障制度の不断の見直しを実現するため、制度の簡素化と透明性向上が必要である。制度が複雑化している要因の一つは、リスク分散を目的とする保険制度に所得再配分機能も持たせていることや、世帯にセーフティネット機能の一部を期待していることである。マイナンバーおよび法人番号の徹底活用により、自営業者

を含め所得を正確に把握したうえで、再配分機能は原則として給付付き税額控除をはじめとする税制に委ね、保険はリスク分散に特化した制度設計にすることで簡素化を図るべきである。

#### 改革の方向性

- ・給付付き税額控除を導入し、低所得者へは給付を行う一方、高所得者からは政策目的に照らして過剰な給付を確定申告等で徴収する

## 7. 少子化対策の実効性向上に向けた税と企業の役割

コロナ禍に伴う出生数の減少、少子化の加速が大きな社会課題となっている。昨今の研究によれば、出生率の向上には、女性の子育て負担軽減が有効であり、待機児童の解消や男性の家事負担割合の向上が欠かせない。これは家庭だけの問題ではなく、社会全体の問題である。また、将来的に社会保障制度の支え手となる子ども数の増加は、現役世代のみならず、高齢世代にもメリットをもたらす。

少子化を克服するためには、20 年前に、家族が担っていた介護の負担を社会化したように、子育ての負担も社会全体で分かち合うべきであり、これには税財源を充てるべきである。企業は、男性社員の育児休業期間の延長やリモートワークを一層推進することで少子化対策・子育て支援に貢献していく。

#### 改革の方向性

- ・子育て負担の軽減に向けた財源の税による充当
- ・企業による男性社員の育児休業期間の延長やリモートワークのさらなる推進

## V. 改革を実現するための仕組みづくり

### 1. 際限のない負担増を抑制する医療・介護のサーキットブレーカーの導入

受益と負担の適正化に向け、これまでもさまざまな主体が多様な改革メニューを提言してきた。人口減少や少子・高齢化が社会保障制度にどのような影響を及ぼすかは、何十年も前から分かっていたにもかかわらず、こうした改革がほとんど実現していないのは、政府の不作为と言わざるを得ない。

医療・介護給付の伸びと経済成長との乖離を抑制し、社会保障制度の持続性を高める方策の一つが、現在出来高払い制を採っている医療・介護保険制度にも、年金制度同様、収入が支出を決める仕組みを導入することである。

2022 年から団塊世代が後期高齢者入りし、医療・介護給付の急激な増加が見込まれるなか、社会保障制度の改革をこれ以上先送りし続けるわけには行かない。国民の監視のもと、改革を確実に実行するため、企業や働く個人の保険料負担が 2020 年度比で例えば 2 割以上増加することが見込まれる場合は、関連法令の改正に向けた議論を直ち



に開始し、受益と負担のリバランスを図ることで、医療・介護給付の伸びが経済成長率を上回らないような新制度を速やかに施行するというサーキットブレーカーを導入すべきである。

## **2. 受益と負担のリバランスにかかる議論の場の早期設置**

新型コロナウイルス感染症が医療提供体制の脆弱性を明らかにした結果、医療における資源配分の司令塔機能の弱さに関する国民の危機感が高まっている。厚生労働省が2010年4月にまとめた『新型インフルエンザ（A/H1N1）対策総括会議 報告書』の指摘は10年経っても実現しておらず、政府は不作為の理由を検証するとともに、実行を急ぐべきである。

併せて、ナショナル・ミニマムに関する国民的な議論を深め、長期的な受益と負担のあり方について、国民のコンセンサスを形成するため、医療・介護の提供体制とそれらを支える財政的な裏付けの双方について、多様なステークホルダーとともに検討を行う場を、政府は早期に設置すべきである。

## **3. 独立財政機関（IFI）による国民への情報提供と社会保障改革の進捗の監視**

長期的な受益と負担のあり方に関する国民的な議論を行うためには、中立的な立場で国民から信頼される主体が、現実的かつ透明性の高い長期財政試算を行うとともに、各種改革メニューの財政効果を明らかにする必要がある。

また、その時々々の社会・経済構造を踏まえ、社会保障制度の不断の見直しを行うためには、国民から信頼される主体が改革の進捗を定期的に検証し、国民の当事者意識と受益と負担に対する納得感を醸成することが不可欠であり、本会がかねて創設を提言している独立財政機関<sup>5</sup>がそうした役割を担うべきである。

---

<sup>5</sup> 経済同友会『将来世代のために独立財政機関の設置を一複眼的に将来を展望する社会の構築に向けて一』（2019年11月、<https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2019/191122a.html>）において独立財政機関の具体的制度設計を提言済である。

## おわりに

現行の社会保障制度は、国民皆保険制度が確立した 1960 年代初頭の経済・社会構造をベースに作られている。その後、高齢化や人口減少、経済成長率の低下といった環境変化を踏まえ、改善を重ねてきたものの、経済・社会構造の大きな変化と比較すれば弥縫策に留まっている。制度確立から 60 年が経過し、デジタル技術をはじめとする技術革新が加速するなか、社会保障制度を根幹から見直すべきタイミングを迎えている。

こうしたなか、いみじくもコロナ禍が、デジタル化の遅れや医療提供体制の脆弱性など、課題の根幹にかかわる問題を顕在化させ、国民が問題意識を持つに至った。政治・行政に対する国民の信頼を回復するため、政府はスピード感を持って新型コロナウイルス感染症対応にかかる検証を進めるとともに、医療提供体制の強化・効率化をはじめとする社会保障制度の抜本改革に取り組まなければならない。

改革には、限られた資源の再配分を必要とすることから、一部のステークホルダーには痛みを伴うものとならざるを得ない。国民の理解と後押しを得て、こうした改革を実現するため、政府はデジタル技術を積極的に活用してファクトやデータを迅速かつ誰もが加工・分析しやすいかたちで公表し、エビデンスに基づく議論と政策決定、事後検証ができるようにすべきである。

経済同友会としても、未来選択会議等において、各種保険料等を源泉徴収されている会社員や将来世代も交えて引き続き議論を深め、社会保障にかかる各種課題の論点と対立軸を明確化するとともに、受益と負担のリバランスにかかる国民的なコンセンサスの形成を後押ししていく。

以 上

## Appendix

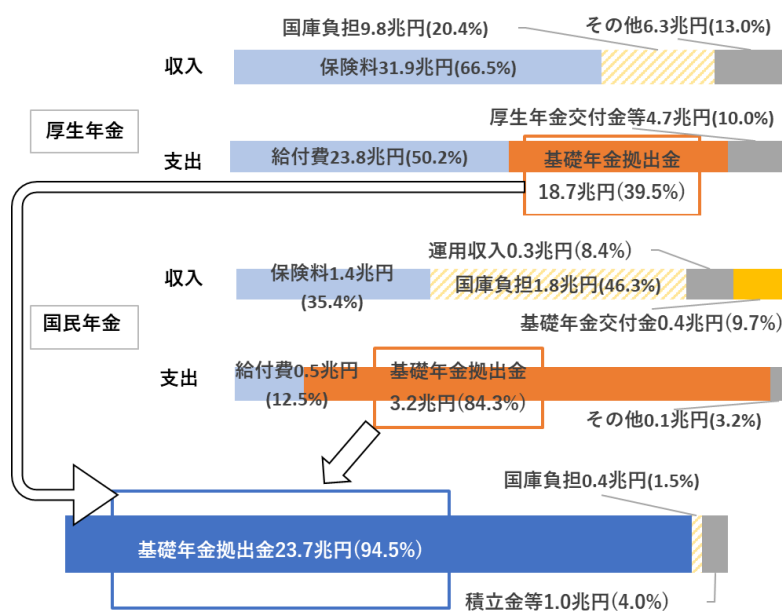
(図表 A) 標準世帯が総世帯に占める割合の推移

| 年次     | 総世帯数（千世帯） | 標準世帯数（千世帯） | 総世帯に占める割合 |
|--------|-----------|------------|-----------|
| 1985 年 | 38,133    | 6,667      | 17.5%     |
| 2015 年 | 53,448    | 1,905      | 3.6%      |

(注) 1985 年は親族人員 4 名かつ、非農林漁業雇用者世帯を指す。2015 年は夫が就業者、妻が非就業者、子ども 2 人の世帯を指す

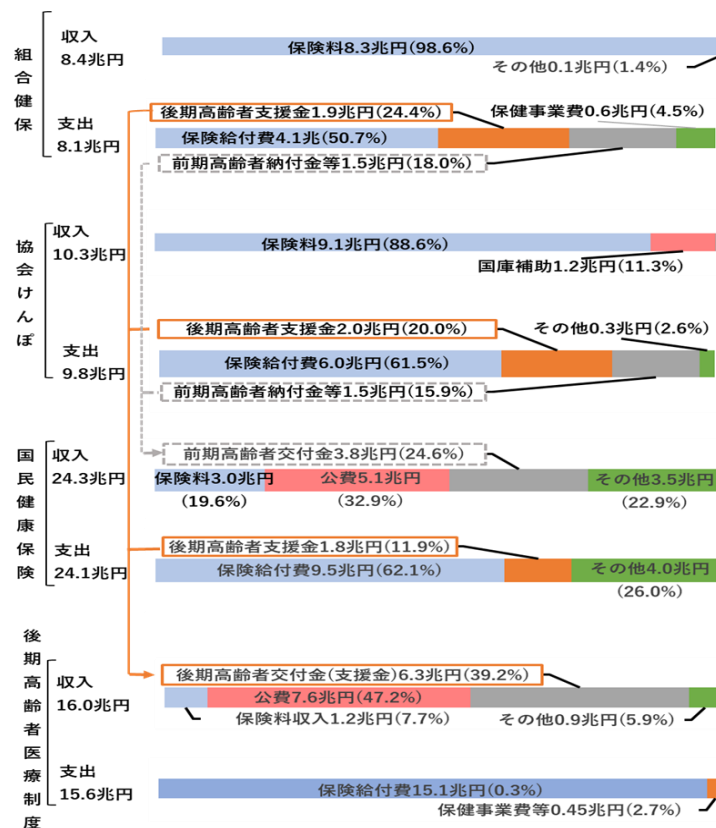
(資料) 昭和 60 年国勢調査、平成 27 年国勢調査より作成

(図表 B) 公的年金制度の収支構造



(資料) 厚生労働省年金局「公的年金の単年度収支状況（平成 30 年度）」より作成

(図表 C) 被用者による高齢者医療にかかる支援



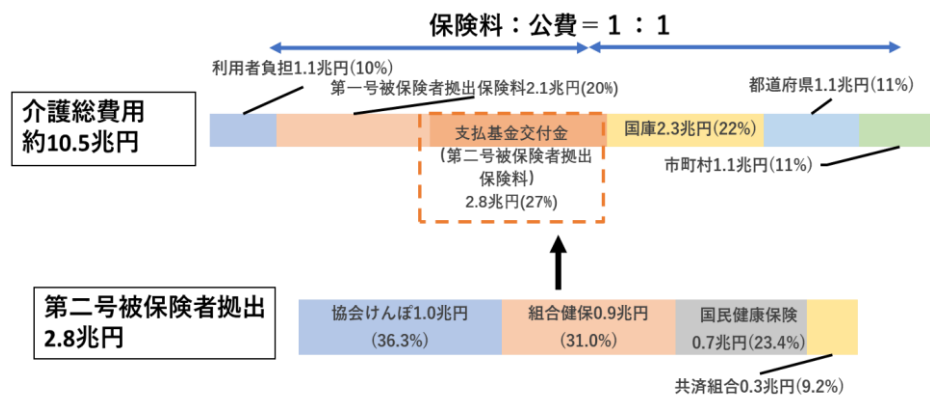
(注) 前期高齢者交付金、後期高齢者支援金には組合健保や協会けんぽの他、共済組合等からの支援金が含まれる

各制度の収支における保険給付費には国民医療費に含まれない給付（出産一時金等）が含まれる

介護保険制度の介護納付金（第二号保険料）は除いている。国民健康保険は平成30年度の国保単位化により市町村と都道府県の特設会計を合計しているため、平成29年度決算ベースで記載。国保支出の「その他」には平成29年度で終了した共同事業拠出約3.3兆円が含まれている

(資料) 厚生労働省「医療保険制度の財政構造表 ―平成30年度」「医療保険に関する基礎資料～平成30年度の医療費等の状況～」より作成

(図表 D) 介護保険制度の収支構造



(注) 地域支援事業に係る国庫・都道府県・支払基金の交付金、市町村の負担金含む

(資料) 厚生労働省「平成30年度 介護保険事業状況報告(全国計)」より作成

(図表 E) 人口・経済の前提が変化した場合の公的年金の所得代替率の将来見通し

| 人口<br>経済 | 中位推計  | 出生の前提が変化した場合<br>(死亡中位) |       | 死亡の前提が変化した場合<br>(出生中位) |       |
|----------|-------|------------------------|-------|------------------------|-------|
|          |       | 出生高位                   | 出生低位  | 死亡高位                   | 死亡低位  |
| ケースⅠ     | 51.9% | 53.8%                  | 49.2% | 53.4%                  | 49.7% |
| ケースⅢ     | 50.8% | 53.4%                  | 47.8% | 53.1%                  | 48.4% |
| ケースⅤ     | 44.5% | 48.7%                  | 39.7% | 47.4%                  | 41.1% |

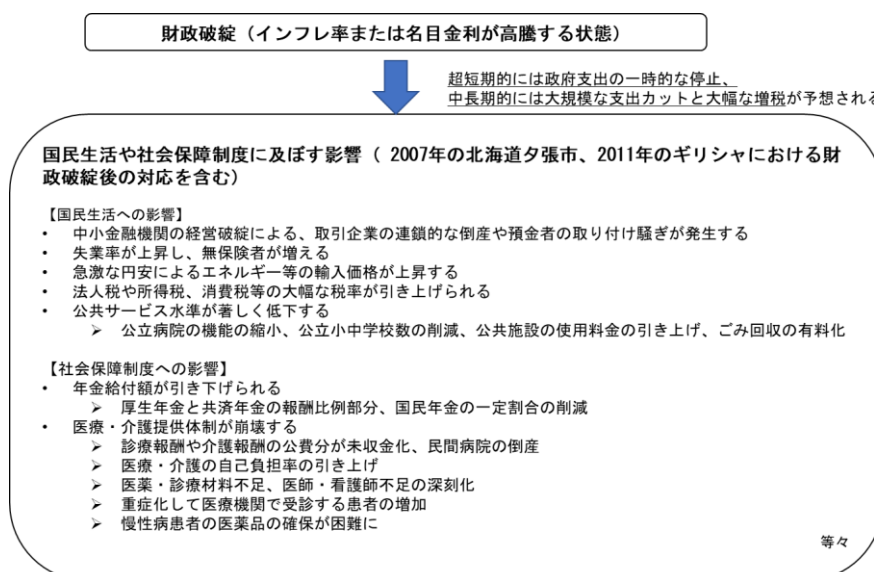
(資料) 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し 2019(令和元)年 財政検証結果一」(人口：出生中位、死亡中位、経済：ケースⅢ)より作成

(図表 F) 多様な世帯類型における公的年金の所得代替率の推移

| 所得代替率<br>(ケースⅢ) | ①モデル世帯 | ②単身者<br>(厚生年金加入者) | ③単身者<br>(国民年金加入者) |
|-----------------|--------|-------------------|-------------------|
| 2019年           | 61.7%  | 43.4%             | 18.2%             |
| 2030年           | 58.3%  | 41.4%             | 16.7%             |
| 2040年           | 53.6%  | 39.1%             | 14.5%             |
| 2050年           | 50.8%  | 37.7%             | 13.1%             |

(資料) 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し 2019(令和元)年 財政検証結果一」(人口：出生中位・死亡中位、経済：ケースⅢ)より作成

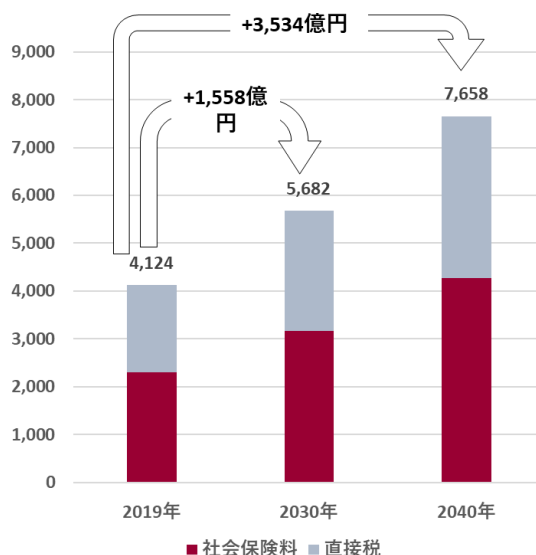
(図表 G) 財政が破たんした場合に発生が見込まれるリスクの概要



(注) 財政破綻から立ち直る際には債務不履行（デフォルト）や日銀による直接引き受けも選択肢として含まれるが、ここでは考慮していない

(資料) 小林慶一郎（編）『財政破綻後 危機のシナリオ分析』（日本経済新聞出版社、2018 年 経済同友会財政フォーラム「財政破綻が国民生活に与える影響とそれらを回避するための方策」（2018 年 10 月 26 日開催）より該当部分を抜粋

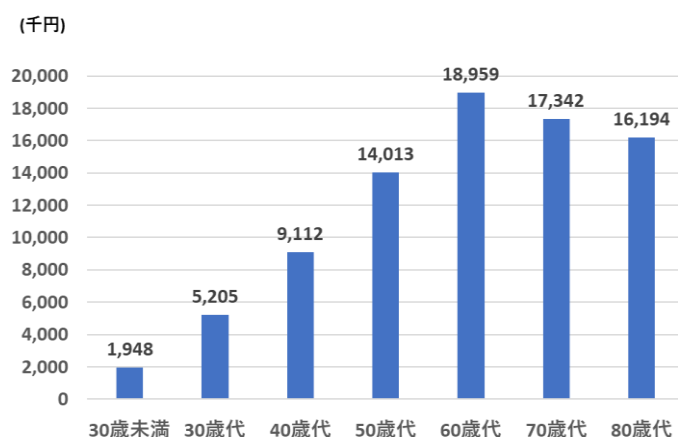
(図表 H) 高齢者の就業促進による社会保険料・直接税収入の推移



(注) 2021 年から 2040 年にかけて 65～74 歳の男性就業率が 8 割、65～69 歳の女性就業率が 8 割、70～74 歳の女性就業率が 7 割に達すると想定し、高齢者（65～74 歳）の納める直接税（所得税・住民税等）や社会保険料（医療・介護保険料等）を試算

(資料) 総務省「家計調査」、厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査 結果の概況」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29 年推計、死亡中位仮定）」より作成

(図表 I) 世帯主の年齢階級別金融資産残高 (総世帯)



(資料) 総務省統計局「2019 年全国家計構造調査所得に関する結果及び家計資産・負債に関する結果」より作成

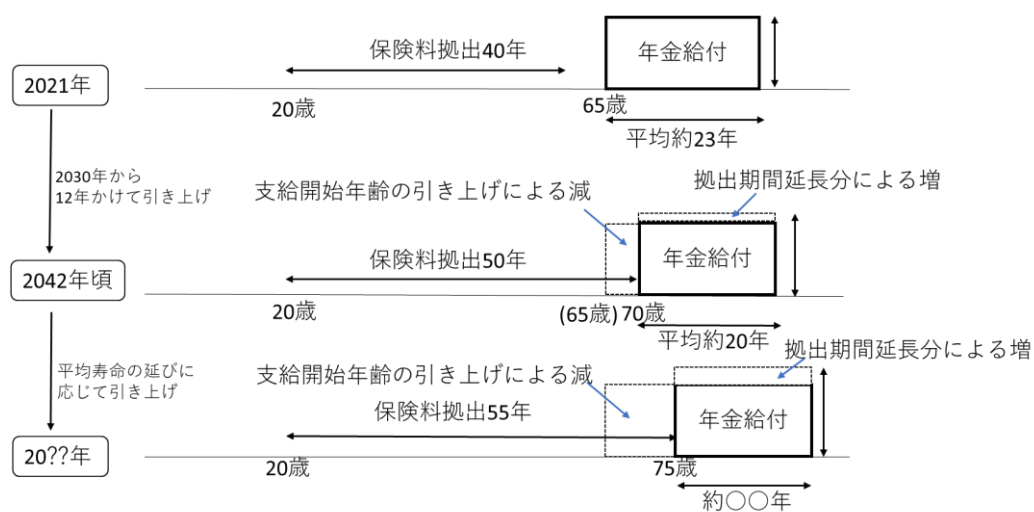
(図表 J) 公的年金保険料の拠出期間の延長による所得代替率の変化

|                          |    | 現行制度                         |                              | オプション試算<br>B-①<br>基礎 45 年<br>比例 45 年<br>65 歳受給 | 基礎 50 年<br>比例 50 年<br>70 歳受給<br>(繰下げ受給) |
|--------------------------|----|------------------------------|------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------|
|                          |    | 基礎 40 年<br>比例 40 年<br>65 歳受給 | 基礎 40 年<br>比例 45 年<br>65 歳受給 |                                                |                                         |
| スライド調整<br>終了年度の<br>所得代替率 | 基礎 | 26.2%<br>(2047 年)            | 26.2%<br>(2047 年)            | 30.0%<br>(2046 年)                              | 33.8%<br>(2045 年)                       |
|                          | 比例 | 24.6%<br>(2025 年)            | 27.7%<br>(2025 年)            | 27.6%<br>(2025 年)                              | 30.6%<br>(2025 年)                       |
|                          | 合計 | 50.8%<br>(2047 年)            | 53.9%<br>(2047 年)            | 57.6%<br>(2046 年)                              | 64.4%<br>(2045 年)                       |

(注) ケースⅢ モデル世帯における所得代替率を示す

(資料) 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算  
2019 (令和元) 年オプション試算結果」より作成

(図表 K) 支給年齢の引き上げと拠出期間延長の効果のイメージ



(資料) 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算  
2019 (令和元) 年オプション試算結果」より作成



2020 年度受益と負担のあり方委員会 活動実績

(講師の所属・役職は講演当時)

| 開催日        | 会合               | 講師                                                               | 演題                                                   |
|------------|------------------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 2020/7/28  | 第 1 回正副<br>委員長会議 | 討議：2020 年度の委員会運営等について                                            |                                                      |
| 2020/7/29  | 第 1 回会合          | 慶應義塾大学経済学部<br>教授 土居 文朗 氏                                         | コロナ禍の影響を踏まえた財<br>政・社会保障改革のあり方                        |
|            |                  | 討議：2020 年度の委員会運営等について                                            |                                                      |
| 2020/9/28  | 第 2 回会合          | 財務省 大臣官房総括審議官<br>阪田 渉 氏                                          | 社会保障制度の全体像と社会<br>構造の変化を踏まえた制度の<br>変遷                 |
| 2020/10/9  | 第 3 回会合          | 上智大学総合人間科学部 教<br>授、未来研究所 臥龍 代表理<br>事 香取 照幸 氏                     | 介護保険制度の課題と改革の<br>方向性<br>—生産性と持続性向上の観点<br>から—         |
| 2020/10/27 | 第 4 回会合          | 昭和女子大学 副学長・現代<br>ビジネス研究所長<br>八代 尚宏 氏                             | 「全世代型社会保障」の課題                                        |
| 2020/10/27 | 第 2 回正副<br>委員長会議 | 討議：今後の検討に向けた論点の整理（案）について                                         |                                                      |
| 2020/11/11 | 第 5 回会合          | 法政大学経済学部 教授<br>小黒 一正 氏                                           | 新たな改革議論に向けたヒン<br>ト                                   |
| 2020/12/2  | 第 6 回会合          | 国際医療福祉大学大学院医<br>療福祉経営専攻 教授、<br>政策研究大学院大学名誉教<br>授・客員教授<br>島崎 謙治 氏 | 医療・介護制度改革の動向と<br>課題                                  |
| 2020/12/17 | 第 7 回会合          | 慶應義塾大学総合政策学部<br>教授 印南 一路 氏                                       | エビデンスに基づく医療政策<br>のあり方<br>—人生100年時代の到来とコ<br>ロナ禍を踏まえて— |
| 2021/1/13  | 第 8 回会合          | 東京大学大学院経済学研究<br>科 教授<br>山口 慎太郎 氏                                 | 効果的な少子化対策に向けて                                        |

| 開催日       | 会合             | 講師                                                                                                                                                                                                         | 演題                                                                                        |
|-----------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2021/1/21 | 第9回会合          | 日本総合研究所 調査部<br>主席研究員 西沢 和彦 氏                                                                                                                                                                               | ポスト全世代型社会保障に<br>おける年金制度改革                                                                 |
| 2021/1/25 | 第3回正副<br>委員長会議 | 討議：提言の取りまとめに向けた論点整理                                                                                                                                                                                        |                                                                                           |
| 2021/2/12 | 第10回会合         | 三菱総合研究所 シンクタン<br>ク部門副部門長（兼）<br>政策・経済センター長<br>武田 洋子 氏                                                                                                                                                       | 健康寿命と社会保障費の関係<br>について                                                                     |
|           |                | 東京大学未来ビジョン研究<br>センター 特任教授<br>古井 祐司 氏                                                                                                                                                                       | パーソナルデータ等の利活用<br>を通じた健康寿命の延伸策、<br>保険者や自治体、医療機関等<br>による給付費抑制に向けた取<br>組を促すインセンティブ設計<br>のあり方 |
| 2021/3/10 | 第4回正副<br>委員長会議 | 討議：提言骨子（案）に関する意見交換                                                                                                                                                                                         |                                                                                           |
| 2021/3/26 | 第11回会合         | 討議：提言骨子（案）に関する意見交換                                                                                                                                                                                         |                                                                                           |
| 2021/5/7  | 第12回会合         | 討議： <ul style="list-style-type: none"> <li>① 健康度の引き上げや医療費の適正化に向け、エビデンスに基づきより効果的に健康経営を推進するための課題</li> <li>② 高齢者の就労の促進と（若手社員のモチベーション維持を含む）生産性向上を両立させるうえでの課題</li> <li>③ 活力ある健康・長寿社会を支える年金制度・税制等のあり方</li> </ul> |                                                                                           |
| 2021/5/25 | 第5回正副<br>委員長会議 | 討議：提言（案）に関する意見交換                                                                                                                                                                                           |                                                                                           |
| 2021/6/2  | 第13回会合         | 討議：提言（案）に関する意見交換                                                                                                                                                                                           |                                                                                           |

2021年7月現在

2020 年度受益と負担のあり方委員会 委員名簿

(敬称略)

委員長

|         |                  |
|---------|------------------|
| 根 岸 秋 男 | (明治安田生命保険 取締役会長) |
| 本 山 博 史 | (みずほリース 常任顧問)    |

副委員長

|         |                                                 |
|---------|-------------------------------------------------|
| 赤 池 敦 史 | (シーヴィーシー・アジア・パシフィック・ジャパン<br>代表取締役 日本共同代表 パートナー) |
| 川 本 明   | (アスパラントグループ シニアパートナー)                           |
| 志 済 聡 子 | (中外製薬 執行役員)                                     |
| 鈴 木 純   | (帝人 取締役社長執行役員CEO)                               |
| 中 野 祥三郎 | (キッコーマン 取締役社長COO)                               |
| 山 岡 浩 巳 | (フューチャー 取締役)                                    |

委員

|         |                           |
|---------|---------------------------|
| 朝 倉 陽 保 | (丸の内キャピタル 取締役社長)          |
| 浅 沼 章 之 | (浅沼組 執行役員)                |
| 飯 嶋 寿 光 | (アイング 取締役副社長)             |
| 飯 塚 厚   | (日本郵政 専務執行役)              |
| 井 上 雅 彦 | (有限責任監査法人トーマツ 執行役)        |
| 岩 崎 俊 博 | (T. IWASAKI 取締役社長)        |
| 有 働 隆 登 | (S O M P Oホールディングス 執行役)   |
| 江 幡 真 史 | (アドバンテッジリスクマネジメント 取締役)    |
| 大 岡 哲   | (大岡記念財団 理事長)              |
| 大 場 康 弘 | (S O M P Oひまわり生命保険 取締役社長) |

|         |                                       |
|---------|---------------------------------------|
| 小 野 俊 彦 | (東栄電化工業 取締役会長)                        |
| 小 幡 尚 孝 | (三菱H C キャピタル 特別顧問)                    |
| 柿 木 厚 司 | (J F E ホールディングス 取締役社長)                |
| 笠 井 聡   | (S O M P O ホールディングス<br>介護・シニア事業部 執行役) |
| 梶 川 融   | (太陽有限責任監査法人 代表社員 会長)                  |
| 河 合 良 秋 | (キャピタル アドバイザーズ グループ 議長)               |
| 河 原 茂 晴 | (河原アソシエイツ 代表 公認会計士<br>(日本ならびに米国) )    |
| 木 川 眞   | (ヤマトホールディングス 特別顧問)                    |
| 菊 地 麻緒子 | (日立建機 取締役)                            |
| 久 慈 竜 也 | (久慈設計 取締役社長)                          |
| 窪 田 政 弘 | (前澤化成工業 取締役会長)                        |
| 熊 谷 亮 丸 | (大和総研 副理事長 兼 専務取締役)                   |
| 栗 原 美津枝 | (価値総合研究所 取締役会長)                       |
| 桑 原 茂 裕 | (アフラック生命保険 取締役副会長)                    |
| 酒 井 重 人 | (グッゲンハイム パートナーズ 取締役副会長)               |
| 坂 本 和 彦 | (Veoneer Inc. 取締役)                    |
| 迫 田 英 典 | (S O M P O 未来研究所 理事長)                 |
| 正 田 修   | (日清製粉グループ本社 名誉会長相談役)                  |
| 菅 原 郁 郎 | (トヨタ自動車 取締役)                          |
| 杉 浦 英 夫 | (ジェンパクト 代表取締役)                        |
| 杉 崎 重 光 | (ゴールドマン・サックス証券 副会長)                   |
| 住 谷 貢   | (アクサダイレクト生命保険)                        |
| 関 根 愛 子 | (日本公認会計士協会 相談役)                       |

|         |                                  |
|---------|----------------------------------|
| 高 島 幸 一 | (高島 取締役社長)                       |
| 高 橋 衛   | (HAUTPONT研究所 代表)                 |
| 田 中 勝 英 | (太陽生命保険 取締役会長)                   |
| 田 中 洋 樹 | (日本カストディ銀行 取締役会長)                |
| 田 沼 千 秋 | (グリーンハウス 取締役社長)                  |
| 手 島 恒 明 | (ニッセイ基礎研究所 取締役社長)                |
| 富 樫 直 記 | (オリバーワイマングループ シニアアドバイザー)         |
| 中 西 孝 平 | (海外投融資情報財団 理事長)                  |
| 中 野 武 夫 | (みずほ信託銀行 常任顧問)                   |
| 中 原 広   | (信金中央金庫 専務理事)                    |
| 野 澤 康 隆 | (浜銀総合研究所 取締役会長)                  |
| 羽 深 成 樹 | (三菱ケミカルホールディングス 執行役)             |
| 林 由紀夫   | (ダイキン工業 社友)                      |
| 平 子 裕 志 | (全日本空輸 取締役社長)                    |
| 藤 井 礼 二 | (L. E. K. コンサルティング 代表取締役)        |
| 二子石 謙 輔 | (セブン銀行 取締役会長)                    |
| 船 倉 浩 史 | (野村総合研究所 取締役)                    |
| 本 田 英 一 | (日本生活協同組合連合会 代表理事会長)             |
| 増 田 健 一 | (アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー)        |
| 増 渕 稔   | (日本証券金融 特別顧問)                    |
| 向 井 宏 之 | (トランスコスモス 副社長執行役員)               |
| 村 上 雅 彦 | (東海東京フィナンシャル・ホールディングス<br>専務執行役員) |
| 百 瀬 裕 規 | (野村総合研究所 取締役副会長)                 |
| 森 公 高   | (日本公認会計士協会 相談役)                  |

|      |                                         |
|------|-----------------------------------------|
| 矢口敏和 | (グローブシップ 取締役社長)                         |
| 山田和広 | (カーライル・ジャパン・エルエルシー<br>マネージングディレクター日本代表) |
| 若林辰雄 | (三菱UFJ信託銀行 特別顧問)                        |
| 湧永寛仁 | (湧永製薬 取締役社長)                            |

以上69名

#### 事務局

|      |                            |
|------|----------------------------|
| 山本郁子 | (経済同友会 政策調査部 次長)           |
| 松岡広祐 | (経済同友会 政策調査部 アシスタント・マネジャー) |